



配分金収入に対する所得税の取扱いについて

シルバー人材センターの配分金や内職収入は、所得税法上「雑所得」として扱われるため、他の所得と合わせて確定申告又は住民税申告が必要となる場合があります。

雑所得は、1年間の収入から必要経費分（実費分もしくは55万円）が控除され、金額については、個人によって異なります。

「請負・委任」で会員が得る配分金は、給料や賃金ではないので厚生年金や国民年金は減額されません。

なお、適正に申告がされなかった場合には、住民税や介護保険料等の金額が上がる場合がありますので、ご注意ください。

配分金に係る所得税は、概ね次のように算出されます。

【計算例1】所得が配分金のみの場合

$(\text{配分金} - \text{必要経費 } 55 \text{ 万円} - \text{基礎控除 } 48 \text{ 万円} - \text{その他の所得控除}) \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$

【計算例2】所得が配分金と公的年金等がある場合

・「配分金収入」－「必要経費 55 万円」＝配分金所得・・・①

・「公的年金等収入」－「公的年金等控除額」・・・②

「①＋②」－「基礎控除額 48 万円※1」－「その他の所得控除※2」×所得税率＝所得税額※3

※1 合計所得金額が2,400万円以下の場合

※2 その他の所得控除は、社会保険料や各種保険料、医療費、扶養控除等があります。

※3 平成25年分以降は、所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税の計算が必要です。

《請負または委任就業された方》

◆公的年金が400万円以上の方は、必ず確定申告が必要です。

※生命保険契約等に基づく年金は公的年金等には含まれません。

◆公的年金が400万円以下の方は、確定申告または住民税申告が必要です。

◆申告の際は、報酬等の支払先から受け取った「支払証明書」の原本が必要です。

※センターが発行する配分金支払証明書は12月中に郵送します。

◆必要経費がある方は領収書が必要になりますので、申告時に領収書をご持参ください。

《派遣就業された方》

◆派遣就業で働く会員は、熊本県シルバー人材センター連合会から源泉徴収票を送ります。派遣就業の収入は「給与所得」となり、確定申告が必要です。

詳細は右記 担当課へお尋ねください。宇城市税務課 市民税係：0964-32-1402（直通）